

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年十一月三十日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―三四―二九

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表（第六条関係）

期間の区分	職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
1 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	100,000
1年以上 2 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	100,000
2年以上 3 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	100,000
3年以上 4 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	100,000
4年以上 5 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	100,000
5年以上 6 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	90,000
6年以上 7 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	49,000	80,000
7年以上 8 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	47,200	60,000
8年以上 9 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	45,400	40,000
9年以上 10 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	43,600	20,000
10年以上 11 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	41,800	40,000
11年以上 12 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	40,000	40,000
12年以上 13 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	38,200	38,200
13年以上 14 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	36,400	36,400
14年以上 15 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	35,000	35,000
15年以上 16 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	33,600	33,600
16年以上 17 年未満	410,400	364,800	305,300	248,000	183,100	32,200	32,200
17年以上 18 年未満	406,000	360,800	302,000	246,000	181,500	30,800	30,800
18年以上 19 年未満	401,600	356,800	298,700	243,400	179,900	29,400	29,400
19年以上 20 年未満	397,200	352,800	295,400	240,800	178,300	28,000	28,000
20年以上 21 年未満	392,800	348,800	292,100	238,200	176,700	26,600	26,600
21年以上 22 年未満	378,400	331,900	278,300	226,200	167,500	26,000	26,000
22年以上 23 年未満	353,600	314,700	264,300	214,300	157,700	25,400	25,400
23年以上 24 年未満	334,300	298,000	250,800	202,300	148,600	24,400	24,400
24年以上 25 年未満	314,900	281,100	236,900	190,500	138,900	23,800	23,800
25年以上 26 年未満	295,400	264,200	223,200	178,700	129,700	23,200	23,200
26年以上 27 年未満	272,700	243,400	205,600	164,300	118,700	22,600	22,600
27年以上 28 年未満	250,500	223,000	188,500	150,000	108,300	22,000	22,000
28年以上 29 年未満	228,100	202,600	171,200	135,700	98,000	21,200	21,200
29年以上 30 年未満	205,300	181,800	153,600	121,400	87,000	20,900	20,900
30年以上 31 年未満	180,500	159,900	135,600	106,400	76,400	20,500	20,500
31年以上 32 年未満	155,600	138,000	117,300	91,600	65,300	19,900	19,900
32年以上 33 年未満	131,000	116,300	99,400	76,000	54,900	19,000	19,000
33年以上 34 年未満	92,900	84,400	73,400	57,300	40,700	18,100	18,100
34年以上 35 年未満	57,600	54,600	49,100	39,900	27,500	17,400	17,400

備考
 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の官職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。
 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の官職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の官職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の官職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の官職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の官職を占める職員をいう。

改正前

別表（第六条関係）

期間の区分	職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
1 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	100,000
1年以上 2 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	100,000
2年以上 3 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	100,000
3年以上 4 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	100,000
4年以上 5 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	100,000
5年以上 6 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	90,000
6年以上 7 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	48,900	80,000
7年以上 8 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	47,100	60,000
8年以上 9 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	45,300	40,000
9年以上 10 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	43,500	20,000
10年以上 11 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	41,700	40,000
11年以上 12 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	39,900	39,900
12年以上 13 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	38,100	38,100
13年以上 14 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	36,300	36,300
14年以上 15 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	34,900	34,900
15年以上 16 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	33,500	33,500
16年以上 17 年未満	409,900	364,400	305,000	248,300	182,900	32,100	32,100
17年以上 18 年未満	405,500	360,400	301,700	246,700	181,300	30,700	30,700
18年以上 19 年未満	401,100	356,400	298,400	243,100	179,700	29,300	29,300
19年以上 20 年未満	396,700	352,400	295,100	240,500	178,100	27,900	27,900
20年以上 21 年未満	392,300	348,400	291,800	237,900	176,500	26,500	26,500
21年以上 22 年未満	372,900	331,500	278,000	225,900	167,300	25,900	25,900
22年以上 23 年未満	353,100	314,300	264,000	214,000	157,500	25,300	25,300
23年以上 24 年未満	333,800	297,600	250,500	202,000	148,400	24,300	24,300
24年以上 25 年未満	314,400	280,700	236,600	190,200	138,700	23,700	23,700
25年以上 26 年未満	294,900	263,800	222,900	178,400	129,500	23,100	23,100
26年以上 27 年未満	272,200	243,000	205,300	164,000	118,500	22,500	22,500
27年以上 28 年未満	250,000	222,600	188,200	149,700	108,100	21,900	21,900
28年以上 29 年未満	227,600	202,200	170,900	135,400	97,800	21,100	21,100
29年以上 30 年未満	204,800	181,400	153,300	121,100	86,800	20,800	20,800
30年以上 31 年未満	180,000	159,500	135,300	106,100	76,200	20,400	20,400
31年以上 32 年未満	155,100	137,600	117,000	91,300	65,100	19,800	19,800
32年以上 33 年未満	130,500	115,900	99,100	76,100	54,700	18,900	18,900
33年以上 34 年未満	92,400	84,000	73,100	57,000	40,500	18,000	18,000
34年以上 35 年未満	57,100	54,200	48,800	39,600	27,300	17,300	17,300

備考
 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の官職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。
 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の官職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の官職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の官職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の官職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の官職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―三四の規定は、平成三十年四月一日から適用する。